

(案)

提言

生きる力の更なる充実を目指した
家庭科教育への提案
—教員養成の立場から—



平成29年（2017年）〇月〇日

日本学術会議

健康・生活科学委員会

家政学分科会

この提言は、日本学術会議健康・生活科学委員会家政学分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議健康・生活科学委員会家政学分科会

委員長	小川 宣子	(第二部会員)	中部大学応用生物学部教授
副委員長	工藤由貴子	(連携会員)	日本女子大学客員教授
幹事	倉持 清美	(連携会員)	東京学芸大学教育学部教授
幹事	多屋 淑子	(連携会員)	日本女子大学家政学部教授
	本田 由紀	(第一部会員)	東京大学大学院教育学研究科教授
	沖田富美子	(連携会員)	日本女子大学名誉教授
	香西みどり	(連携会員)	お茶の水女子大学基幹研究院自然科学系教授
	薩本 弥生	(連携会員)	横浜国立大学教育学部教授
	澁川 祥子	(連携会員)	横浜国立大学名誉教授
	塚原 典子	(連携会員)	帝京平成大学健康メディカル学部健康栄養学科教授
	都築 和代	(連携会員)	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授
	永富 良一	(連携会員)	東北大学大学院医工学研究科教授
	藤原 葉子	(連携会員)	お茶の水女子大学基幹研究院自然科学系教授
	片山 倫子	(特任連携会員)	東京家政大学名誉教授

本提言の作成に当たっては、以下の職員が事務を担当した。

事務	中澤 貴生	参事官(審議第一担当)(平成27年3月まで)
	井上 示恩	参事官(審議第一担当)(平成29年3月まで)
	井上 示恩	参事官(審議第一担当)(平成29年4月から)
	渡邊 浩充	参事官(審議第一担当)付参事官補佐(平成28年12月まで)
	齋藤 實寿	参事官(審議第一担当)付参事官補佐(平成29年1月から)
	角田美知子	参事官(審議第一担当)付審議専門職(平成27年12月まで)
	岩村 大	参事官(審議第一担当)付審議専門職(平成28年1月から)

要 旨

1 作成の背景

第22期日本学術会議健康・生活科学委員会 家政学分野の参照基準検討分科会は、報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準—家政学分野—」を表出(平成25年(2013年)5月)し、そこでは、社会を構成する最も基盤となるのは人の暮らしや生き方であり、「家政学は、すべての人が精神的な充足感のある質の高い生活を維持し、生き甲斐を持って人生を全うすることができるための方策を、生活者の視点に立って考察し、提案することにある」とした。家政学分野で養成する唯一の国家資格である家庭科教員の重要性を改めて認識し、家庭科教員は家政学分野の大学において養成されていることを考えると、我々の生活のためには家政学及び家庭科教育の更なる充実が不可欠であることも再認識した。さらに本分科会では家庭科教育に関する二つのアンケート調査を実施した。一つは、小・中・高等学校時代に男女共修で「家庭科」教育を受けてきた大学生を対象に実施したもので「暮らしに関する情報や技は主として小・中・高等学校における家庭科教育から習得したものであり、彼らはそれを実際の生活に生かしている」との結果が得られ、男女共修の家庭科教育が子ども達の生活する力を育てるために重要な役割を担っていることを確信した。もう一つは、家庭科担当教員を対象に「家庭科」の柱となっている各分野(参考資料3参照)の授業内容に対する「得手」「不得手」について調査したもので、大多数の教員が「得手」「不得手」があり、教員間の授業内容に偏りが生じることが懸念される。それぞれの「得手」「不得手」は教員が学んできた専門領域によるところが大であったため、この原因を分析し、「不得手」な分野の少ない、力のある家庭科教員を養成するための改善策を提言としてまとめた。

2 現状及び問題点

(1) 家庭科指導要領と教員免許の取得に必要な「教科に関する科目」との関係

「家庭科」は、人の生き方に関わる、広範囲でしかも深い内容が包含されている家庭科指導要領に基づいて教育することが要求されている。しかし、現行の教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則(教員免許課程認定関係条文第5条含め、抜粋)によると、高等学校教諭の「家庭科」一種普通免許を受ける場合には、「家庭科」の教科に関する科目として指定されている6区分について、「それぞれ1単位以上計20単位を修得するものとする。」とされ、6区分のそれぞれの単位数は大学の裁量に任せられている。これは大学間及び学科間の各区分における修得単位数にばらつきを生じ、教員の教える分野に対する「得手」「不得手」が生じる原因となっている。

(2) 現行教職課程認定基準の制約

教員養成課程の設置は、現行の教育職員免許法では、学則に定められた組織のうち、定員を置く最小単位(学科や専攻、コースほか)に対してしか認められておらず、各学科、専攻、コースごとに課程申請を行っているので、家政学部系大学では、各学科の専

門分野に関わる単位で必要な単位を充足させる傾向が生じ、広範な範囲を指導する家庭科教員としての総合力は不足しがちである。このことは、より力のある家庭科教員を養成するためには大きなマイナス要因となっている。

(3) 家庭科教育全般を支える家政系大学・大学院の現状

家庭科教員の養成は主として教育学部系大学と家政学部系大学とが担っているが、これらの大学の役割は、小・中・高等学校の家庭科教諭を輩出することだけではなく、大学における家政学の研究に裏付けられた事象を家庭科教育に反映していく役割をも担っている。しかしながら、各大学が生き残りをかけてその設置理念を模索する中で、これまで家政学分野を牽引してきた大学の勢いが減速し、家政学の教育研究における中核機能を果たすことが困難になってきた。

3 提言

(1) 「教科に関する科目」に対する規定を「家庭科指導要領」と連携させる

実力ある家庭科教員養成には、開講科目や単位数を大学に任せるのではなく、学習指導要領が求めている家庭科教員としての基礎的な知識と技術の習得が必要である。この基礎的な知識と技術の習得は教職課程における「教科に関する科目」を履修して初めて習得されるので、「教科に関する科目」と学習指導要領とは強い連携が必要である。そこで、高等学校家庭科「家庭総合」の担当教員に必要な「教科に関する科目」について学習指導要領に記載されている重要なキーワードをもとに検討し、個々の科目の授業内容、必要な科目名、開講形態、および単位数設定を試み、提示した。

(2) 教職課程認定基準の見直し

家庭科を担当する教員には人の暮らしに関わる全ての分野について専門的な知識を持ちつつ、その全ての分野を総合的に捉える能力が要求されている。この点を充足するためには、家庭科教員免許法の中の教科に関する科目の規定を見直すとともに、設置を申請した大学を構成する最小単位（学科や専攻、コースほか）の組織にしか教職課程を設置させない現行の規定を、設置申請をする大学の選択により定員の最小単位だけでなく、学部や大学組織に対しても設置を認めるような教職課程認定基準への見直しが望まれる。

(3) 家庭科教育全般を支える家政学系大学・大学院の再編成

家政学の衣・食・住・保育・家庭経営の5つの領域は家庭科教育の5つの区分（表1の区分）と一致しており、家政学の充実が家庭科教育の充実につながる。人の暮らしに視点を置いた研究教育を推進し、家政学および家庭科教育を牽引する中核となる大学群による人材の育成や家政学の教育・研究体制の組織作りが不可欠である。

目 次

1	はじめに.....	1
2	現状及び問題点.....	3
	(1) 家庭科指導要領と教員免許の取得に必要な「教科に関する科目」との関係.....	3
	(2) 現行教職課程認定基準の制約.....	6
	(3) 家庭科教育全般を支える家政学系大学・大学院の現状.....	7
3	提言.....	8
	(1) 「教科に関する科目」を「家庭科指導要領」と連携させる.....	8
	(2) 教職課程認定基準の見直し.....	9
	(3) 家庭科教育全般を支える家政学系大学・大学院の再編成.....	10
	<参考資料1>健康・生活科学委員会 家政学分科会審議経過.....	15
	<参考資料2>健康・生活科学委員会 家政学分科会 公開シンポジウムの開催.....	16
	<参考資料3>調査票（高等学校家庭科担当者へのweb調査内容）.....	20
	<付録>.....	22

1 はじめに

第22期日本学術会議健康・生活科学委員会 家政学分野の参照基準検討分科会は、報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準—家政学分野—」を表出し[1]、家政学の社会的役割や家政学の学問的な特徴を明らかにした。

その中で、「家政学は、人間生活における人と環境との相互作用について、人的・物的両面から研究し、生活の質の向上と人類の福祉に貢献する実践的総合科学である」と定義した。人の暮らしや生き方は、社会を構成する最も基盤となる部分であることから、すべての人が精神的な充足感のある質の高い生活を維持し、生き甲斐を持って人生を全うするための方策を、生活者の視点に立って考察し、提案することが、家政学の目的であるとした。

人の暮らしは、食べることに関する領域、被服をまとうことに関する領域、住まうことに関する領域、子どもを産み育てることに関する領域、家庭生活を営み社会の中で生きることに関する領域などの広範な諸領域に属する生活行動を組み合わせつつ、1日という限られた時間の中で営まれ、日々繰り返しながら年月を重ねて行く。そのため、各領域に属する広範な諸行為を適正な判断の下に総合して捉えることが重要であることを明示した。

参照基準を検討していく中で、家政学分野で養成する唯一の国家資格である家庭科教員の重要性を改めて認識するとともに、家庭科教育で指導する教科の内容は家政学分野の研究によって裏付けられた事象に基づくものであり、家庭科教員は家政学分野の大学において養成されていることを考えると、家政学及び家庭科教育の更なる充実が我々の生活のために不可欠であることを再認識した。

顧みれば、家庭科は昭和22年（1947年）に男女必修教科として創設され、その後女子のみ必修の時代を経て、平成元年（1989年）告示の学習指導要領からは小・中・高等学校で男女とも必修教科となって現在に至っている。女子にも男子にも等しく家庭科を教育し、生活を営む上で必要な基本的な知識と技術を習得させる。このことが、個人の自立、家族や社会における共生の実現、固定的性別役割の払拭、男女共同参画社会の形成・維持・発展にも大きく寄与してきた。

我が国は家庭科を小・中・高等学校を通じて男女共修の必修科目として置き、かつ、家庭科で人の暮らしを総合的に学ばせる世界唯一の国であり、国際家政学会及びアジア地区家政学会においても家庭科教育を牽引してきた点が高く評価されているところではある[2]。しかしながら、大きく変動していく私たちを取り巻く社会環境に対応させていくには、確かな学力・豊かな心・健やかな体が調和した「生きる力」を育むことこそが重要な教育の課題とされている。そこで家政学分科会は、生きる力の更なる充実を目指した家庭科教育の実現を図るために様々な活動を行ってきた。特に、第22期の本分科会では二つのアンケート調査を実施し、これらの調査結果を日本学術会議のホームページに記録「家庭科及び家庭科教員養成に関する調査—これからの暮らしに家政学が果たすべき役割を考えるために—」（平成26年（2014年）8月）[3]として表出し、日本家政学会誌には「日本学術会議健康・生活科学委員会家政学分科会の活動報告」にまとめた[4]。

二つのうち一つは、小・中・高等学校時代に男女共修にて「家庭科」教育を受けてきた

大学生を対象に実施した調査である。小・中・高等学校の「家庭科」で学んだ技や理論と現在の暮らしとのかかわりについて回答してもらったところ、「暮らしに関する情報や技は主として小・中・高等学校における家庭科教育から習得したものであり、彼らはそれを実際の生活に生かしている」との結果が得られた。この結果から男女共修の家庭科教育が子どもたちの生活する力を育てるために重要な役割を担っていることを確信した。

もう一つは、小・中・高等学校において家庭科の授業を担当している現職教員を対象としたものである。「家庭科」の柱となっている各分野（参考資料3参照）の授業内容が、得意な内容「十分な知識を持っておりどちらかというと得意な内容」であるか、資料を用いて指導できる内容「指導書などを参考に指導できる内容」であるか、又は教えにくい内容「どちらかという自信を持って教えにくい内容」であるか、について回答を求めたところ、大多数の教員が、教える分野に対して「得手」「不得手」があると回答していた。教員によって「得手」「不得手」がある場合、教員間での授業内容に偏りが生じることが懸念される。そこで、「家庭科」の柱となっている各分野、「得手」「不得手」の分野、教員の経験年数及び教員が家庭科の免許を取得した出身大学・学部・学科などとの関係について分析をしたところ、「得手」「不得手」は教員の学んできた専門領域によって一定の傾向を示したことから、この傾向の原因を追求し改善策を検討するに至った。

また、これらのアンケートの調査を進めていく中で、家庭科教員養成大学における担当教員の育成や、家庭科教育で指導する教科の内容を明らかにしてきた家政学分野の研究が現状では必ずしも盤石な体制のもとに確立されておらず、むしろ後継者が枯渇していく傾向にあることが危惧された。さらに、「家政学」に隣接する農学・工学（特に繊維工学）・その他の学問分野の変化も、「家政学」の根幹に影響を与えており、「家政学」から「生活科学」へと国公立大学が名称変更をしていく中で、人の生き方に関わる事象を明らかにする「家政学的な研究力」は低下している感がある。

本来、家政学と家庭科教育とは、家政学の研究に裏付けられた事象を家庭科教育に反映していく関係にあるので、生きる力の更なる充実を目指した家庭科教育を実現するためには、現在の家庭科教育、家庭科教育の指導者の養成や家政学研究を推進している家政学分野を設置している大学・大学院の教育体制及び研究体制の再編成が急務である。

本分科会は、この事項に関わる問題点の検討を続け、教員養成の立場から見た検討及び家庭科を学ぶ人の立場から見た検討の二つの提言にまとめることとした。本提言は前者の教員養成の立場から検討したものである。

2 現状及び問題点

(1) 家庭科指導要領と教員免許の取得に必要な「教科に関する科目」との関係

現行の「家庭科」は、文部科学省の学習指導要領により、生き方にかかわる教育内容を守備範囲としており、高等学校学習指導要領における教科「家庭」の目標は「人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。」となっている。

文部科学省が定める家庭科指導要領の内容は、理系・文系にわたり広範で、しかも、生きることに関する領域などの各柱はそれぞれが深い内容を有し、まさに総合学の教科として提示されている。しかし、昨今の高等学校教育が理系・文系に分かれて教育を受ける傾向が強い状況下では、家政系の大学や教員養成系の大学において家庭科教員を目指している学生の文系・理系の基礎学力は、総合学としての家庭科を学ぶために必ずしも十分とは言えない。

表 1 現行法による高等学校教諭一種家庭科教員免許状の「教科に関する科目」

免許法施行規則の定める科目区分等		最低修得単位数
教科に関する科目	家庭経営学(家族関係論及び家庭経済学を含む)	1以上
	被服学(被服製作実習を含む)	1以上
	食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む)	1以上
	住居学(製図を含む)	1以上
	保育学(実習及び家庭看護を含む)	1以上
	家庭電気・機械及び情報処理	1以上
	計	20

(出典) 文部科学省教育職員免許法施行規則

表 2 旧旧法による高等学校一種家庭科免許状の「教科に関する科目」

免許法施行規則の定める科目区分等		最低修得単位数
教科に関する科目	「食品学、栄養学」及び調理実習	6又は4
	「被服学、衣科学」及び衣服実習	6又は4
	「家庭管理、住居学、家族関係」	4
	「育児、家庭看護学」	2
	家庭機械及び家庭工作(設計及び製図を含む)	4又は2
	計	20

(出典) 文部科学省教育職員免許法施行規則(昭和29年10月27日文部省令第36号)

一方、各教科の教員免許を授与するために文部科学省が定めている現行の教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則(教員免許課程認定関係条文第5条含め、抜粋)によると、高等学校教諭の「家庭科」一種普通免許を受ける場合には、「家庭科」の教科に

関する科目として指定されている科目は、「家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）」「被服学（被服製作実習を含む。）」「食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）」「住居学（製図を含む。）」「保育学（実習及び家庭看護を含む。）」「家庭電気・機械及び情報処理」の6区分について、「それぞれ1単位以上計20単位を修得するものとする。」と定められている（表1）だけで、単位の配分や科目の内容については各大学の裁量によるところが大きい。特に各科目に対する最低修得単位数に着目すると、昭和30～50年代に適用されていた教育職員免許法施行規則（昭和29年10月27日 文部省令第36号（全文改正）：旧旧法と略す。（表2））による高等学校教諭「家庭科」一種普通免許の「教科に関する科目」として指定されている最低修得単位数と比べると、現行法では「教科に関する科目」の縛りが非常に緩い。この縛りが緩いということは、教育職員免許法で定められている「家庭科」の専門教育履修条件が、必ずしも全ての「教科に関する科目」を深く学ぶことを義務付けてはいないことを意味する。この点について、「家庭科」の教職課程を開設している8大学の便覧をもとに、学科ごとに定められている、「教科に関する科目」の必修科目と選択科目に指定されている科目について、その内容及び単位数などを調査した。

表3は、これら8大学について「家庭科」の教職課程を開設している「教科に関する科目」の必修科目と選択科目の単位数を学科別に表示したものである。

表3 高等学校家庭科1種免許「教科に関する科目」として各学科（8大学）に開設されている単位数の例

家庭科の科目区分		家庭経営学		被服学		食物学		住居学		保育学		家庭電気・機械及び情報処理		単位数の合計		
学科の専攻分野	大学名	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必+選
食物学系学科	A大学	8	2	4	0	18.5	0	2	0	2	0	2	0	36.5	2	38.5
	B大学	4	0	4	2	28	26	4	0	2	0	4	0	46	28	74
	C大学	4	4	4	2	6	25	2	4	6	6	3	2	25	45	70
	D大学	4	0	4	0	8	22	4	0	3	0	6	0	29	22	51
	E大学	6	0	6	0	6	12	3	2	2	0	2	0	25	14	39
被服学系学科	A大学	8	2	13	17	4	0	2	0	2	0	2	0	31	19	50
	B大学	4	0	2	34	6	2	4	0	2	0	4	0	22	36	58
児童学系学科	A大学	8	2	4	0	4	0	2	0	8	10	2	0	28	12	40
住居学系学科	A大学	8	2	4	0	4	0	16	0	2	0	2	0	36	2	38
家庭経済学系学科	A大学	10	16	4	2	4	0	2	0	2	0	2	0	24	18	42
教育学系学科	F大学	4	2	4	2	6	4	2	2	2	2	4	0	22	12	34
	G大学	4	1	4	2	4	2	2	0	2	2	3	0	19	7	26
	H大学	6	9	5	7	5	6	3	2	4	4	2	0	25	28	53

（出典）健康・生活科学委員会 家政学分会で作成

この調査結果は、高等学校一種家庭科教員免許を授与している大学間及び学科において「学科の専攻分野」以外に開設している「教科に関する科目」の必修単位数は、家庭科の科目区分それぞれ、「家庭経営学」4～8単位、「被服学」4～6単位、「食物学」

4～6単位、「住居学」2～4単位、「保育学」2～6単位、「家庭電気・機械及び情報処理」2～6単位であり、各科目区分1単位以上、合計20単位の基準を満たしているが、単位の配分等が大学の裁量にまかされているために、学科間のばらつきが大きく、しかも本来の各学科の専門科目を「教科に関する科目」に設定する傾向が強いことがわかる。この傾向が生じる原因としては、現行の教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則による各区分の単位に対する縛りが「1単位以上」とあるだけで、科目内容などの指定がないことが考えられる。

このことはまた、前述の家庭科担当教員対象アンケートで明らかになった、教える分野に対する「得手」「不得手」が生じ、「得手」「不得手」の傾向は免許を取得した大学・学部・学科などの専門性によるところが大きいという結果を生じたことの主たる原因であると推測された。

さらに、多くの教員から、住生活、ホームプロジェクト・学校家庭クラブ活動、高齢者の生活と福祉などの分野が「不得手」、教えにくい領域としてあげられていたことを考えると、より力のある家庭科教員を養成するためには現行の「教科に関する科目」に対する指定内容の検討及び改定が急務である。家庭科教員免許を得た学生が教員になった時に授業で教えなければならない「家庭科」という科目は、人の生き方に関わる、広範囲でしかも深い内容が包含されている家庭科指導要領に基づいて教育することが要求されていることを考えると、「教科に関する科目」の指定内容は「高等学校家庭科の指導要領」と密に関連しなければならない。しかしながら、特に現行の「教科に関する科目」についての規定は非常に簡潔なもので、学習指導要領との関連性が明確ではない。

家庭科は必修科目として位置付けられてはいるものの、授業時間数が少ないために各校に配置される家庭科の担当教員数はきわめて少ない。そのため、一人の教員が家庭科の全分野について授業を展開する状況が多いことから、教職課程履修時において家庭科全領域に関する基本的な知識や教育体制を習得し、理解しておくことが、力のある家庭科教員となる基本である。

本提言は、広範な範囲を含む家庭科を指導することができる実力ある家庭科教員養成のためには、開講科目や単位数を大学に任せるのではなく、学習指導要領が求めている家庭科教員としての基礎的な知識と技術の習得が必要であることを提言している、教員免許法の改正に伴って進められている教員養成改革において、「教科に関する科目」や「教職に関する科目」区分の撤廃など科目区分の見直しが行われている中で[5]、力のある家庭科教員の養成にあたり、教科の内容について十分に学ぶ機会を保障することが第一に担保されるべきであり、そのためには現在の「教科に関する科目」の充実と、各柱になる領域を偏りなく十分に学ぶことが必要であることを主張している。具体的には、学習指導要領に記載されている広範な内容をキーワードから検討し、「教科に関する科目」について個々の科目の授業内容、必要な科目名、開講形態及び単位数の設定を試み、提言を行うものである。

(2) 現行教職課程認定基準の制約

高等学校の家庭科教員養成は、家庭科教員の養成課程を設置している教育学部系大学と家政学部系大学が担っている。

教員養成課程の設置は、現行の教育職員免許法では、学則に定められた組織のうち、定員を置く最小単位（学科や専攻、コースほか）に対してしか認められていない。その結果として各学科、専攻、コースにそれぞれ家庭科教員養成課程を設置すべく、別々に課程申請を行っている。

教職課程認定では、認定項目として教育課程、教員組織が定められており、教員組織については、「認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績などを勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。」「認定を受けようとする課程の担当教員のうち専任教員は、当該課程を有する学科などに籍を有する者でなければならない。」などが規定されている。

教育学部系大学の場合には、表3から読み取れるように「教科に関する科目」の各分野を平均して教育しているので、学生側から見ると専門領域を明確にし、深めることができない。前述の教員対象のアンケート調査結果でも、教育学部系大学で家庭科教員免許を取得した家庭科教員は、家政学部系大学で家庭科教員免許を取得した家庭科教員に比べて、それぞれの領域において「教えにくい分野」と回答する割合が高く、「得意であるという分野」が少ない傾向にあった。

家政学部系大学では、同一学部の中に広範囲な分野にわたる家政学の専門家が多数所属してはいるが、専門性を高めるために幾つかの学科や専攻（例えば衣・食・住・児童・経営など）に学科を分けて学生を教育している。したがって各学科などを構成している教科の教員は主として、専門性の似通った教員から構成されている。この学科の学生に対して家庭科教員免許を授与するための家庭科教員養成課程を設置する場合には、学科や専攻の開設する学科目の中に、専門領域の異なる広範囲な分野にわたる「教科に関する科目」を開設しなければならない。前述のように、現行の課程認定基準の場合には、「教科に関する科目」についての縛りが緩いので、各学科の専門分野に関わる単位で家庭科教員免許に必要な単位を充足させる傾向がある（表3）。結果として学科の専門分野については深く学習するので自信を持って授業ができる領域ができやすいが、家庭科の全分野に対する総合力は不足しがちである。

したがって、このことは、より力のある家庭科教員を養成するためには大きなマイナス要因となっている。

しかしながら、家政学系大学院、家政学系大学及び家政学系学部には家庭科の柱となっている各分野の専門家が揃っていることを考えると、『学則に定められた組織のうち、定員を置く最小単位（学科や専攻、コースほか）に対してのみ教職課程設置を認めている』現行の教職課程認定基準に加え、設置申請をする大学の選択により、必ずしも定員を置く最小単位ではない家政学系の学部、家政学系大学、家政学系大学院に対しても設

置を認めることによって、各学部、大学及び大学院に在籍する家政学の各分野の専門家が家庭科教員養成の中核になることができる。

実力ある家庭科教員を養成するには複合的領域を包含する学部又は大学組織での教職課程設置申請を考慮する必要がある。

現行の教職課程認定基準の再検討が望まれる。

(3) 家庭科教育全般を支える家政学系大学・大学院の現状

小学校、中学校の家庭科を担当する教員の養成についても、高等学校と同様に、主として家庭科教員の養成課程を設置している教育学部系大学と家政学部系大学とが担っているが、これらの大学の役割は、小・中・高等学校の家庭科教員を輩出することだけではない。

家庭科における教育内容は、大学や大学院における家政学の研究に裏付けられた事象が反映されるので、特に家政学系の大学及び大学院は、高度な家政学研究を推進していくことが必要である。

さらに家政学系の大学及び大学院においては、研究・教育を続け家政学の専門家として育てられた若い研究者を家政学系大学・大学院及び家庭科担当教員を養成している教育学部系大学・大学院に送り、生きる力の更なる充実を目指した家庭科教育の実現を目指すための家政学の後継者養成も重要な役割である。

特に、家庭科教育については、新制大学発足前までは、旧制の女子高等師範学校が中心となりリーダー的な役割を担っており、新制大学として発足後もこれらの大学は多くの国公立・私立大学と共に学部や大学院における教育の中で家政学研究及び家庭科教員養成を行い、全国の家庭科教員又は家政学系の大学教員として活躍できる卒業生、修了生を多数輩出してきた。しかしながら、国立大学の置かれている社会的背景が変化し、これらの大学も他の多くの大学と競合せざるを得ない状況下であり、新たな設置理念を模索していく中で、徐々に家政学分野の中核機能を果たすことが困難となってきた。

家庭科という教科の特色である、人の暮らしを起点とした研究教育を推進し、生きる力の更なる充実を目指すためには、家政学及び家庭科教育を牽引する中核となる大学群による人材の育成や家政学の組織作りが不可欠である。家政学及び家庭科教育に関わる多くの大学と連携を持ちながら、この学問分野の中核となる家政学系学部・大学・大学院が必要であり、この構築が急がれている。

3 提言

(1) 「教科に関する科目」を「家庭科指導要領」と連携させる

家庭科教員として必要な最低限の基礎的・基盤的な学修を保証するために、「教科に関する科目」の抜本的な見直しを提言した。

表4（巻末に別表1を掲載）は、高等学校「家庭総合」に対する検討例を示したものである。作業手順としては、5つの科目区分すべての領域について、学習指導要領に対応させたキーワードを選定し、大学において開講されるそれぞれの授業科目名・教科のねらい・授業内容・開講形態・単位数及びシラバス等を検討した。シラバス作成にあたっては、いずれの科目にも教科の指導法に関する内容を組み入れた案を提示した。

表4 「教科に関する科目」に関する改訂案

	必修科目	
	科目名	授業形態・単位数
家庭経営学 (家族関係学 及び家庭経済学を含む。)	家庭経営学	講義科目・2単位
	家庭経済学	講義科目・2単位
	家族関係学	講義科目・2単位
被服学 (被服製作実習を含む。)	被服学概論	講義科目・2単位
	被服学実験	実験科目・1単位
	被服製作実習Ⅰ	実習科目・1単位
	被服製作実習Ⅱ	実習科目・1単位
食物学 (栄養学, 食品学 及び調理実習を含む。)	食物学概論(栄養学、食品学を含む。)	講義科目・2単位
	食生活概論	講義科目・2単位
	調理実習	実習科目・1単位
住居学 (製図を含む。)	住生活概論	講義科目・2単位
	住環境概論	講義科目・2単位
	住居学実習(製図を含む。)	実習科目・1単位
保育学 (実習及び家庭看護を含む。)	保育学概論(家庭看護を含む。)	講義科目・2単位
	乳幼児と生活	講義科目・2単位
	保育学演習(保育実習を含む。)	演習科目・2単位
	単位の合計(科目数の合計)	27単位(16科目)

* 講義科目は45分15回の講義を1単位、演習科目は90分15回の授業を1単位、実験科目・実習科目は145分15回の授業を1単位とする。

(出典) 健康・生活科学委員会 家政学分科会で作成

ここに提示した家庭科指導要領に準拠した「教科に関する科目」改定案としては、従来より必須科目として開設される単位が少ない傾向にあった「住居学」「保育学」「家庭経営学」区分の授業科目（表3参照）や、実習等を含む「被服学」「食物学」区分の実習科目が増える結果となり、科目の合計は16科目（単位の合計は27単位）で、すべての科目を必修とする案を提言している。

ただし、現行の教育職員免許法の「教科に関する科目」の科目区分にあげられている「家庭電気・機械及び情報処理」区分については、現行の学習指導要領や現在検討され

ている学習指導要領の中に指導内容の記載がないため、今回提言している「教科に関する科目」の区分には加えなかった。

一方、平成 28 年 11 月の免許法改正では、現行の「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」とされた科目区分が統合され、「教科及び教科の指導法に関する科目」24 単位、「教育の基礎的理解に関する科目」10 単位、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」8 単位、「教育実践に関する科目」5 単位、「大学が独自に設定する科目」12 単位と規定されている [6]。

本提言においてはいずれの科目にも教科の指導法に関する内容を組み入れることを提言しているので、改正後の教育職員免許法等の区分において本提言による「教科に関する科目」に関する改定案を实践するには、「教科及び教科の指導法に関する科目」を最低必修単位科目とし、その他の科目を「大学独自に設定する科目」の中で必修科目として開講していただくことによって、実力のある家庭科教員養成が可能となると考える。

今後、免許法施行規則で検討されるであろう「教科及び教科の指導法に関する科目」の各区分の最低単位数についても、本提言を参考にさせていただくことを期待している。

(2) 教職課程認定基準の見直し

家庭科を担当する教員には「人の暮らし」に関わる全ての分野について専門的な知識を持ちつつ、その全ての分野を総合的に捉える能力が要求されている。この点を充足するためには、家庭科教員免許法の中の教科に関する科目の規定を見直すとともに、設置を申請した大学を構成する最小単位（学科や専攻、コースほか）の組織にしか教職課程を設置させない現行の規定を、設置申請をする大学の選択により、定員を置く最小単位の組織に教職課程の設置を限定するのではなく、昭和 30～50 年代に実施していた認定基準である、定員の最小単位ではない学部や大学組織への教職課程設置も認める方向での再検討が必要である。

表 5 学部で教職課程を設置した場合の「教科に関する科目」のモデル例

	家庭科の科目区分	家庭経営学		被服学		食物学		住居学		保育学		家庭電気・機械及び情報処理		単位数の合計		
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必+選
学科別に課程を設置	食物学系学科	8	2	4	0	18.5	0	2	0	2	0	2	0	36.5	2	38.5
	被服学系学科	8	2	13	17	4	0	2	0	2	0	2	0	31	19	50
	児童学系学科	8	2	4	0	4	0	2	0	8	10	2	0	28	12	40
	住居学系学科	8	2	4	0	4	0	16	0	2	0	2	0	36	2	38
	家庭経済学系学科	10	16	4	2	4	0	2	0	2	0	2	0	24	18	42
学部で課程を設置した場合のモデル例	6	0	5	0	5	0	5	0	6	0	0	0	27	0	27	
新提案の「教科に関する科目」区分別単位数	6	0	5	0	5	0	5	0	6	0	0	0	27	0	27	

(出典) 健康・生活科学委員会 家政学分科会で作成

表5に、前述の表3に記載されているA大学の場合について試案を示したが、この例で見られるように、現行設置基準の見直しをすることによって、家庭科指導要領に規定されている主要な領域及び主たるキーワードを充足することができるとともに、家庭科教員免許を取得するための基礎力を上げることができる。

(3) 家庭科教育全般を支える家政学系大学・大学院の再編成

家政学及び家庭科教育に関わる多くの大学と連携を持ちながら、この学問分野の中核となる家政学系学部・大学・大学院を構築することは、今後の家政学の発展のみならず、家庭科教育に対しても非常に大きな影響力を持っている。

前述の家政学分野の参照基準に、「家政学は、人間生活における人と環境との相互作用について、人的・物的両面から研究し、生活の質の向上と人類の福祉に貢献する実践的総合科学である。」と定義し、家政学は広範な諸領域から成り立っており以下の5つの領域に大別されると記している。

食べることに関する領域（食物領域）は、人の生命維持に最も重要な役割を果たすとともに精神的な豊かさをもたらす食生活に関する領域を研究教育の対象とし、食品、調理、栄養、食品衛生（安全）、公衆衛生、食文化などに関する学科目が設定されている。それぞれに隣接する又は基礎となる学問分野としては農学（農芸化学、食品化学、食品工学、栄養学、微生物学、食品衛生学、醸造学、食品加工保蔵学ほか）、医学（代謝学、生理学、病理学ほか）、理学（化学、物理学ほか）工学（電気工学、機械工学ほか）、美学、心理学、文化人類学など広範にわたっている。100年近い人生を健康に生き抜くため、自然環境や社会環境に対応しながら、どのような食生活を送っていったらよいか、より質の高い食生活を提案することを目標としている。

被服をまとうことに関する領域（被服領域）は、人の生命維持に必要な体温の保持に加え、人の心に安らぎを与えると同時に社会の中で生活するために必要な、衣生活に関する領域を研究教育の対象とし、被服材料（主として繊維製品）、被服構成（服作り）、被服整理（洗濯）、被服衛生（被服と身体との関わりや着心地）、色彩、デザイン、服飾史などに関する学科目が設定されている。それぞれに隣接する又は基礎となる学問分野としては工学（繊維工学、紡績紡織学、染色化学、縫製工学、電気工学、機械工学ほか）、理学（人類学、有機化学、物理化学、界面化学ほか）、医学（解剖学、生理学、衛生学ほか）、環境学、心理学、美学（色彩学、デザイン学、美術史ほか）、文化人類学など広範にわたっている。ライフステージごとに、人と環境に対してより質の高い衣生活の在り方を提案することを目標としている。

住まうことに関する領域（住居領域）は、人の生命維持及びより質の高い住生活の実現を目標として、住生活、住環境に関する領域を研究教育の対象としている。住居及び住環境計画、空間デザイン・設計製図、住宅構造・材料、環境衛生・設備、防災、住居管理、住宅経済、住宅問題、住宅史などに関する学科目が設定されている。それぞれの隣接又は基礎となる学問分野としては、工学（建築学、土木工学、環境工学、照明学、人間工学ほか）、生理学、心理学、芸術（美術、工芸）、文化人類学、人間関係学など

広範にわたっている。ライフステージごとに、ライフスタイルなどに配慮した質の高い住生活及び地域コミュニケーションを考慮した新たな生活環境を提案することを目標としている。

子どもを産み育てることに関する領域(児童領域)は、受胎から出産をはじめとして成人に至るまでの次世代の育成を目標として、児童に関する領域を研究教育の対象としている。保育、教育、児童発達、児童臨床、児童福祉、児童文化、家庭教育などに関する学科目が設定されている。それぞれの隣接又は基礎となる学問分野としては、医学(産科学、小児医学、小児保健学ほか)、教育学、心理学、社会学、人間関係学、脳科学、体育、文学、芸術(音楽、美術)など、広範にわたっている。子どもが生まれてから自立するまでの期間のより良い保育の在り方を提案することを目標としている。

家庭生活を営み社会の中で生きることに関する領域(家庭経営領域)は、人が生命を維持するために必要な睡眠をとり、心身ともに休養し、より良い生活のための再生産の場としての機能を有する最小単位の家庭(複数の人で構成されている家庭又は単身者のみの家庭を意味する)の運営、家族又は近隣の人との関わりや社会における種々の集団に属する人との関わりなどを通して社会の中で生きることに関する領域を研究教育の対象としている。家庭経済、家庭管理、生活設計、家族・地域社会、消費者問題、ジェンダーなどに関する学科目が設定されている。それぞれの隣接又は基礎となる学問分野としては、経済学、法学、社会学、心理学、体育学、経営学、人間関係学などがある。

家政学の衣・食・住・保育・家庭経営の5つの領域は家庭科教育の5つの区分と一致しており、家政学の充実が家庭科教育の充実につながる。隣接又は基礎となる学問分野を総合的に包含し、家庭科教育全般を支える家政系大学・大学院の家政学の教育および研究体制の再編成及び家庭科教育の現場において実力が発揮できる体制作りを進める必要がある。

以上のように家政学は、多くの領域があり、それぞれの領域は、人間の生活に関わる広範な学科目を有しており、隣接する又は基礎となる多種類の自然科学、社会科学及び人文科学の学問領域に立脚している。

家政学分野のリーダーとなり、しかも家庭科教育全般を支えるための後継者(人材)育成において、家政学系大学・大学院ではカリキュラムとして、当然のことながら「家政学」の各分野の専門科目のほかに、多種類の自然科学、社会科学及び人文科学の学問領域を総合的に包含した基礎となる科目並びに隣接する科目からなるカリキュラムを構築しなければならない。表6に「家政学」と「家庭科教育」の中核となる大学の基礎及び専門科目カリキュラム素案を示した。

近年、大多数の家政学系大学には大学院が設置されているが、家庭科の教育現場に対してはこれら学位取得者との関わりが必ずしも強くない。家政学系の学位取得者が「家政学」及び「家庭科教育の現場」において実力が発揮できるよう、真に力のある後継者を養成していく体制作りの必要性を提言する。体制作りの実現のためには、家政学部を堅持し教育・研究にあたっている大学や、これまで中核となって家政学を牽引してきた

旧制女子高等師範学校を母体とする大学の更なる家政学充実に対する熱意と体制作りが必要である。また、健康・生活科学委員会家政学分科会がその基盤となっている生活科学系コンソーシアム所属の各学会の叡智を集めて「人の暮らしを支える学問としての家政学」及び「小・中・高等学校における家庭科教育の充実」を図らなければならない。

表6 「家政学」と「家庭科教育」の中核となる大学の基礎及び専門科目カリキュラム素案

家政学の区分	基礎科目・隣接科目・専門科目	
	家庭科の「教科に関する科目」	
食べることに 関する領域	食品、調理、栄養、食品衛生(安全)、公衆衛生、食文化などに関する学科目	
	隣接するまたは基礎となる学問分野としては農学(農芸化学、食品化学、食品工学、栄養学、微生物学、食品衛生学、醸造学、食品加工保蔵学ほか)、医学(代謝学、生理学、病理学ほか)、理学(化学、物理学ほか)工学(電気工学、機械工学ほか)、美学、心理学、文化人類学など	食物学概論(栄養学、食品学を含む。) 食生活概論 調理実習 食生活実習
被服をまとうこと に関する領域	被服材料(主として繊維製品)、被服構成(服作り)、被服整理(洗濯)、被服衛生(被服と身体との関わりや着心地)、色彩、デザイン、服飾史などに関する学科目	
	隣接するまたは基礎となる学問分野としては工学(繊維工学、紡績紡織学、染色化学、縫製工学、電気工学、機械工学ほか)、理学(人類学、有機化学、物理化学、界面化学ほか)、医学(解剖学、生理学、衛生学ほか)、環境学、心理学、美学(色彩学、デザイン学、美術史ほか)、文化人類学など	被服学概論 被服学実験 被服製作実習Ⅰ 被服製作実習Ⅱ
住まうことに関 する領域	住居および住環境計画、空間デザイン・設計製図、住宅構造・材料、環境衛生・設備、防災、住居管理、住宅経済、住宅問題、住宅史などに関する学科目	
	隣接または基礎となる学問分野としては、工学(建築学、土木工学、環境工学、照明学、人間工学ほか)、生理学、心理学、芸術(美術、工芸)、文化人類学、人間関係学など	住生活概論 住環境概論 住居学実習(製図を含む。)
子どもを産み育 てることに 関する領域	保育、教育、児童発達、児童臨床、児童福祉、児童文化、家庭教育などに関する学科目	
	隣接または基礎となる学問分野としては、医学(産科学、小児医学、小児保健学ほか)、教育学、心理学、社会学、人間関係学、脳科学、体育、文学、芸術(音楽、美術)など	保育学概論(家庭看護を含む。) 乳幼児と生活 保育学演習(保育実習を含む。)
家庭生活を営み 社会の中で生 きることに 関する領域	家庭経済、家庭管理、生活設計、家族・地域社会、消費者問題、ジェンダーなどに関する学科目	
	隣接または基礎となる学問分野としては、経済学、法学、社会学、心理学、体育学、経営学、人間関係学など	家庭経営学 家庭経済学 家族関係学

(出典) 健康・生活科学委員会 家政学分会で作成

<参考文献>

- [1] 日本学術会議 健康・生活科学委員会 家政学分科会、報告『大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準—家政学分野—』2013年5月15日。
(<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-h130515-1.pdf>)
- [2] 中山節子 他4名 『アジア地域における家庭科プロフェッショナル育成プログラムの開発』千葉大学教育学部研究紀要、第63巻29-34頁(2015)
- [3] 日本学術会議 健康・生活科学委員会 家政学分科会、記録『家庭科及び家庭科教員養成に関する調査—これからのくらしに家政学が果たすべき役割を考えるために—』2014年8月1日。(<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kiroku/2-140801.pdf>)
- [4] 片山倫子 『日本学術会議健康・生活科学委員会家政学分科会の活動報告』家政学会誌65巻11号643～652頁(2014)
- [5] 文部科学省中央教育審議会、答申『これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～』平成27年12月21日。
- [6] 文部科学省初等中等教育局 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会2016年8月2日。
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siryu/_icsFiles/afielldfile/2017/02/03/1381789_03_1.pdf)

＜参考資料 1＞健康・生活科学委員会 家政学分科会審議経過

平成 26 年

- 12 月 8 日 健康・生活科学委員会 家政学分科会（第 1 回）
○役員を選出と今後の活動について

平成 27 年

- 2 月 24 日 健康・生活科学委員会 家政学分科会（第 2 回）
○ワーキンググループの検討課題について
- 5 月 20 日 健康・生活科学委員会 家政学分科会（第 3 回）
○現行家庭科学習指導要領の検討
- 9 月 14 日 健康・生活科学委員会 家政学分科会（第 4 回）
○現行の家庭科教員養成制度についての検討
- 11 月 16 日 健康・生活科学委員会 家政学分科会（第 5 回）
○家庭科教育内容についての検討
- 12 月 24 日 健康・生活科学委員会 家政学分科会（第 6 回）
○ワーキング毎の検討内容について

平成 28 年

- 2 月 23 日 健康・生活科学委員会 家政学分科会（第 7 回）
○ワーキンググループの進捗状況について
- 5 月 17 日 健康・生活科学委員会 家政学分科会（第 8 回）
○提言タイトルと構成について
- 7 月 12 日 健康・生活科学委員会 家政学分科会（第 9 回）
○提言構成と内容について
- 9 月 9 日 健康・生活科学委員会 家政学分科会（第 10 回）
○提言目次と担当について
- 9 月 26 日 健康・生活科学委員会 家政学分科会（第 11 回）
○各ワーキングの提言内容について
- 11 月 14 日 健康・生活科学委員会 家政学分科会（第 12 回）
○提言案についての検討
- 12 月 24 日 健康・生活科学委員会 家政学分科会（第 13 回）
○提言要旨の検討

平成 29 年

- 1 月 23 日 健康・生活科学委員会 家政学分科会（第 14 回）
○報告書案について
- 2 月 21 日 健康・生活科学委員会 家政学分科会（第 15 回）
○報告書案について、最終検討
- 月○日 日本学術会議幹事会（第 XXX 回）
提言「生きる力の更なる充実を目指した家庭科教育の提案－教員養成の立場から－」承認

＜参考資料2＞健康・生活科学委員会 家政学分科会 公開シンポジウムの開催

1. 「これからの暮らしに家政学が果たすべき役割—家庭科教員養成の観点から—」

場所：日本学術会議講堂

日時：平成25年12月24日 13:30～17:00

主催：日本学術会議健康・生活科学委員会 家政学分科会

開催趣旨：

成熟社会にあるわが国においては、国民の個々人がどのような暮らしを営んでいくかが、社会の構造や経済、延いては日本社会の発展や国民の幸せに大きな係わりを持つと考えられる。人の暮らしを研究対象とする家政学が果たすべき役割が、今、新たに問われている。

家政学を生活の実践の場で活用し、暮らしに必要な知識と技とを次世代に伝える分野として家庭科教育がある。家政学の充実・発展や家庭科教育の在り方が、暮らしを守り支える大きな力となるはずである。家政学分野の大学・短大が家政学の教育を担い、家庭科教員養成の主力となっている。

平成25年5月には日本学術会議から報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準—家政学分野」が表出されている。このことから、家政学分科会としては、家政学及び家庭科教育の更なる発展・充実のためには、その第一歩として現在の家庭科教育の在り方を概観し、今後の在り方を検討していく必要があると考えた。そこで家庭科の役割を振り返り、家庭科教育の現状や現場の担当者（教員）の現状を明らかにした上で、今後の改善点について課題を明らかにすることを目的として、本シンポジウムを開催する。

プログラム：

（進行役） 工藤由貴子

（日本学術会議連携会員、家政学分科会委員、横浜国立大学准教授）

13:30 開会挨拶 山本正幸

（日本学術会議第二部部長、自然科学研究機構副機構長、基礎生物学研究所所長）

13:40 シンポジウム開催にあたって 片山倫子

（日本学術会議連携会員、家政学分科会委員長、東京家政大学名誉教授）

14:00～14:30 招待講演

「今こそ本物の“生きる力”が大切」 上野通子氏

（参議院議員）

14:30～16:00 講演

「家庭科教育の果たしてきた役割と現状」 河野公子氏

（全国家庭科教育協会会長）

「家庭科教育の可能性」 石島恵美子氏

(千葉県立鎌ヶ谷高等学校教諭)

「家庭科担当教員の現状分析—アンケート調査の結果から—」 上野耕史氏

(国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部 教育課程調査官)

16:00～16:15 (休憩)

16:15～16:55 ディスカッション テーマ:「家庭科教育の課題」

(司会) 澁川祥子

(日本学術会議連携会員、家政学分科会副委員長、横浜国立大学名誉教授)

16:55 閉会挨拶 沖田富美子

(日本学術会議連携会員、家政学分科会幹事、日本女子大学名誉教授)

2. 「生きる力のさらなる充実を目指した家庭科教育への提案」

場所：日本学術会議講堂

日時：平成 29 年 2 月 21 日 13：30～16:30

主催：日本学術会議健康・生活科学委員会 家政学分科会

開催趣旨：

現在の社会は、高度成長期の経済性や利便性を優先する考え方の社会から、人がそれぞれの価値観で生活を築き、幸福感を感じ、精神的充足感を満たす生活をより重視する社会になってきている。

家政学分科会では平成 25 年 5 月に「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 家政学分野」を表出し、そこには「家政学は、すべての人が精神的な充実感のある質の高い生活を維持し、生き甲斐を持って人生を全うするための方策を、生活者の視点に立って考察し、提案することが目的である。」と記載した。

このように家政学は、人間が時代や社会状況の変化とも相互に関連しながら個人や家族の価値を堅持し、主体的で創造的な生活、実現に向けての支援の役割を担っている。

家政学の支援の重要な役割として家庭科教育がある。家政学分科会で家庭科の授業を受けた学生や指導する家庭科教員を対象にこれまでの家庭科教育についてアンケートを実施し、その調査結果を記録「家庭科及び家庭科教員養成に関する調査—これからのくらしに家政学が果たすべき役割を考えるために—」として報告したが、家庭科教員の資格取得にあたり、出身大学による履修科目の偏りと家庭科教員が指導する内容について得手不得手感を感じていることが明らかになった。

このような経緯から家政学分科会では、家庭科教育の充実や家庭科教員の質の向上を目指し、家庭科教育への提案について提言「生きる力の更なる充実を目指した家庭科教育への提案—」をまとめた。

本シンポジウムは、この提言作成にあたっての主な論点を分科会委員から報告し、より充実した提言表出に向けて意見交換を行うこととした。

プログラム：

13：30 開会挨拶 趣旨説明

小川 宣子

(日本学術会議第二部会員、中部大学応用生物学部教授)

13：50 家庭科教育について

工藤 由貴子

(日本学術会議連携会員、横浜国立大学教育人間科学部教授)

14：30 家庭科教員養成の実態と改善

多屋 淑子

(日本学術会議連携会員、日本女子大学家政学部教授)

15：10 現行の教職課程認定基準等に関する検討

片山 倫子

(日本学術会議連携会員、東京家政大学名誉教授)

15：50 全体討議

司会 香西 みどり

(日本学術会議連携会員、お茶の水女子大学生生活科学部教授)

＜参考資料3＞調査票（高等学校家庭科担当者へのweb調査内容）

家庭科の授業と教員養成の現状に関する調査

この調査は、現在の家庭科教育、特に指導者の現状を調査し、今後の家庭科教育の充実に資することを目的に実施するものです。

社会が成熟、多様化し、子どもや若い人たちの生活力の低下がみられる昨今、小・中・高等学校における家庭科教育の必要性は高まっております。そこで、私たちは授業実施の現状と教員養成の状況を知り、問題点を整理することで、この教育のより一層の充実を図りたいと考えております。

特に家庭科は内容が広範囲にわたるため、現職の教員が抱えている問題点とこれまで受けてきた養成課程の現状を把握する必要があり、私ども日本学術会議健康・生活科学委員会家政学分科会では、その結果を元に、授業の実施や家庭科教員養成について提言をまとめ、社会全体および関係省庁に表出していく予定です。

本調査において収集したデータは、統計処理をいたしますが、個人情報公開されることはございません。

御多繁中のところ誠に恐縮でございますが、調査の趣旨を御理解いただき、御協力のほどお願い申し上げます。

日本学術会議健康・生活科学委員会 家政学分科会 委員長 片山倫子

【1】 所属される学校の所在地について以下から選択してください。

【1-1】 調査対象地域

【2】 回答していただく方の状況について、以下の質問にお答えください。

【2-1】 年代 【2-2】 性別

【2-3】 所有する教員免許の種別

- 1 小学校2種 2 小学校1種 3 小学校専修 4 中学校 家庭科2種
5 中学校 家庭科1種 6 中学校 家庭科専修 7 高等学校 家庭科2種
8 高等学校 家庭科1種 9 高等学校 家庭科専修

【2-4】 取得した学位名

例) 家庭学士、学士(家政)、家政学修士、修士(家政学)のように記述してください。

【2-5】 短大、大学、大学院等の卒業又は修了時に所属した学部学科目または専攻名等

例) 家政学部被服学科、教育学研究科家政学専攻のように記述してください。

【3】 ご自身が指導される場合、以下の内容についてどのようにお感じでしょうか。

○、△、●で回答してください。

○・・・十分な知識を持っており、どちらかというと得意な内容

△・・・指導書等を参考に指導できる内容

●・・・どちらかというと自信を持って教えるににくい内容

A 人の一生と家族・家庭 ()○ ()△ ()●

- | | | | | |
|---|---------------------|------|------|------|
| B | 子どもの発達と保育・福祉 | ()○ | ()△ | ()● |
| C | 高齢者の生活と福祉 | ()○ | ()△ | ()● |
| D | 衣生活 | ()○ | ()△ | ()● |
| E | 食生活 | ()○ | ()△ | ()● |
| F | 住生活 | ()○ | ()△ | ()● |
| G | 消費生活と環境 | ()○ | ()△ | ()● |
| H | 生涯の生活設計 | ()○ | ()△ | ()● |
| I | ホームプロジェクト・学校家庭クラブ活動 | ()○ | ()△ | ()● |

*A～I は家庭科の指導要領に設定されている分野を略記したもの

【4】 例示した授業科目等について大学等で履修した科目すべてを選んでください。

- 1 家庭経済 2 家庭管理 3 生活設計 4 家族・地域社会 5 消費者問題
6 ジェンダー 7 経済学 8 法学 9 社会学 10 体育学 11 経営学 12 人間関係学
13 保育学 14 児童発達 15 児童臨床 16 児童福祉 17 児童文化 18 家庭教育
19 小児医学 20 小児保健学 21 心理学 22 脳科学 23 文学 24 音楽 25 美術
26 工芸 27 被服衛生（主として繊維製品） 28 被服構成（服作り）
29 被服整理（洗濯） 30 被服衛生（被服と身体との関わりや着心地） 31 色彩学
32 デザイン 33 服飾史 34 繊維工学 35 紡績紡織学 36 染色化学 37 縫製工学
38 電気工学 39 機械工学 40 人類学 41 有機化学 42 物理化学 43 界面化学
44 解剖学 45 生理学 46 衛生学 47 環境学 48 美学 49 統計学 50 デザイン学
51 美術史 52 文化人類学 53 食品 54 調理 55 食品衛生（安全） 56 公衆衛生
57 食文化 58 食品化学 59 食品工学 60 栄養学 61 微生物学 62 食品衛生学
63 醸造学 64 食品加工保蔵学 65 代謝学 66 病理学 67 物理学 68 機械工学
69 住居および住環境計画 70 空間デザイン 71 設計製図 72 住宅構造・材料
73 環境衛生・設備 74 防災 75 住居管理 76 住宅経済 77 住宅問題 78 住宅史
79 建築学 80 土木工学 81 環境工学 82 照明学 83 人間工学

*画面上で投稿して完了する。

<付録>

別表1 高等学校「家庭総合」の学習指導要領に対応するキーワードから導き出した「教科に関する科目」案

教科に関する科目	高等学校「家庭総合」の学習指導要領に対応するキーワード	科目名	授業形態・単位数	授業概要
家庭経営学 (家族関係学及び家庭経済学を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 生涯発達の見点からみた各ライフステージの生活課題 生活のマネジメント 生涯にわたる生活時間の計画 生涯にわたる経済の計画 生涯の生活設計 持続可能な生活 家庭生活と仕事(有償労働・無償労働) 青年期の課題 男女の平等と協力 家族の形成 家族の機能 家族関係 家族に関する法律 家庭生活と福祉 共生社会の理念と実践 	家庭経営学	講義・2	いずれのライフステージにおいても社会の中に立ち位置を確保しつつ、健康で生き甲斐のある人間らしい生活を送るために必要な生活経営上の課題を整理し、より良い生活の実現に向かって人間の生活と環境を適切に方向づける生活経営力について考えられるようにする。
		家庭経済学	講義・2	高度に機能分化し、複雑な分業を特徴としている現代社会において、生活を豊かに営むための第一歩は、個人・家族のレベルで生活と社会を結び付け把握することである。経済活動を生活資源の活用から生活環境に戻すまでの一連の行動として捉え、生活資源を検討し、豊かな生活に向かう家庭経済について考えられるようにする。
		家族関係学	講義・2	家族や家族関係をめぐる歴史的・今日的課題を客観的な資料・データに基づいて理解し、人が一生にわたって発達し続ける力を最大限発揮できるような人間関係、そしてそれを支える生活環境やしきみとはどういうものかを探求し、その実現に向けて動いていくことができるようにする。
被服学 (被服製作実習を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ライフステージの衣生活 衣服着用の目的 社会生活と着装 着心地を向上する工夫 健康で快適な衣生活 安全でQOLを高める衣生活 被服の形と動作適応性 身体機能と衣服の工夫 被服材料 被服構成 被服製作 被服管理 循環型の被服計画 自立した衣生活 衣生活文化の継承と創造 	被服学概論	講義・2	各ライフステージの衣生活の特徴と着装を理解し、健康で、安全で快適な衣生活を営むための被服材料、被服の構成、被服管理の基礎知識を学習し、環境保全に配慮した自立した衣生活の管理ができるようにする。さらに、持続可能な衣生活や日本の衣生活文化の管理を理解し、防災や災害の視点も含め、様々な人のQOLを高める衣生活の創意工夫ができるようにする。
		被服学実験	実験・1	「被服学概論」で学んだ知識を、実験を通して科学的に理解し、日常生活の中の現象や事象を科学的に説明できるようにする。主として、被服材料や被服管理の実験を通して、衣服の特性を理解し、環境や安全性に配慮した衣生活の管理ができるようにする。さらに、教育現場の家庭科教育に生かせるようにする。
		被服製作実習Ⅰ	実習・1	布を用いた創造的なものづくりを生徒に指導できるように、「被服学概論」と「被服学実験」で学んだ知識と技術を基礎として、被服製作の基本的な縫製技術や基礎事項を学習する。スカートなどの製作を通して、被服製作のための知識や基本技術の定着を図り、教育現場で実践できるようにする。
		被服製作実習Ⅱ	実習・1	「被服製作Ⅰ」で学習した知識と技術を用いて、実際に応用できるようにする。製作対象とする衣服は、パジャマ等の上衣と下衣とし、身体サイズの計測、製図、素材の扱い方を通して、衣服の構成と着心地との関係が理解できるようにする。さらに、布を用いた創造的なものづくりの楽しさを教える方法を工夫し、家庭科の授業に生かせるようにする。
食物学 (栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ライフステージの食生活 栄養 食品 調理 食品衛生 食文化 食の安全 環境 家族の食事 食中毒 加熱調理の消費エネルギー 行事食 食料自給率 嗜好 健康 	食物学概論(栄養学、食品学を含む。)	講義・2	食生活を営む上で必要な食物の知識を栄養、食品、調理の各視点から身につけ、さらにそれぞれを関連付けながら考えられるようにする。また食物に関わる衛生、環境なども含め食物全体に対する興味、関心を育てるようにする。
		食生活概論	講義・2	各ライフステージの食生活について理解し、健康で豊かな食生活をめざすための基礎的知識を食事計画に結び付けて身につけられるようにする。さらに食を取り巻く環境として食の安全、自給率さらに食文化的視点も考えられるようにする。
		調理実習	実習・1	和洋中の料理の基本的な献立作成とそれに基づく基本的な調理操作ができるようにする。さらに植物性食品、動物性食品の主なものについて食品の性質と調理操作の関係の理解を深め、その基礎的知識や技術を身につけられるようにする。
住居学 (製図を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ライフステージの住生活 安全(防災・減災、防犯など) 健康で快適な住まい方 室内の温熱・空気環境 室内の光環境 室内の音環境 住空間の計画(製図を含む) 地域の住環境 高齢者などへの配慮(バリアフリー) 耐久性の高い住居(防火、耐震など) 住宅の維持管理 地球環境に配慮した住生活 地域施設 集まって住むためのルール 地域コミュニティと共生 	住生活概論	講義・2	現代において住生活の果たす役割と住居の持つべき機能との関係を理解し、健康で安全な住生活をおくるための理論と技術を理解させる。住空間や室内環境などについて、健康な住生活を送るための必要要件を理解し、興味、関心を持って住生活の創意工夫ができるようにする。
		住環境概論	講義・2	住生活の要点はライフステージに従って変化する。その上、社会の中で営まれ、隣近所との人間関係など周囲環境や地域でのネットワークが不可欠である。また、住生活にはエネルギー使用が不可欠であるため、地球環境への配慮が必要であることを理解し、実践できるようにする。
		住居学実習(製図を含む。)	実習・1	安心、安全で快適な住生活を送るために、製図、人間工学、建築環境工学分野の学習を通して、住生活学習に必要な技術を身につけられるようにする。
保育学 (実習及び家庭看護を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達と生活 親の役割と子育て支援 子どもの権利と福祉 生涯発達 関わり方 発達・発達の個人差 発達の一定の順序と共通性 遊びの役割 児童文化 基本的な生活習慣 家庭保育 集団保育 愛着の形成 少子社会 児童虐待 	保育学概論(家庭看護を含む。)	講義・2	子どもが育つ社会的な状況を理解した上で、乳幼児の発達を理解することが、児童虐待など子どもとかわる上で問題となる行動を抑制できる可能性があることを知る。また、子どもの遊びの必要性を理解できるようにする。子どもの事故予防など家庭看護に関する内容を学び、実践できるようにする。
		乳幼児と生活	講義・2	乳幼児がいる生活を理解し、様々な子育て支援施設や制度があることを知り、支援を受けながら子育てをすることの肯定的な意義を理解できるようにする。また、乳幼児の生活を支える大人の役割についても理解できるようにする。
		保育学演習(保育実習を含む。)	演習・2	保育施設で保育実習を体験し、乳幼児が安全で安心した生活ができるための、環境的な配慮や、関わり方の工夫を理解し、実践できるようにする。また、家庭科の保育学習の意義について考え、家庭科教育に生かせるようにする。
単位の合計			27単位	

講義科目は45分15回の講義を1単位、演習科目は90分15回の授業を1単位、実験・実習科目は145分15回の授業を1単位とする。

別表2 高等学校「家庭総合」を教えるために最低必要と思われる「教科に関する科目」の例

1. 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む）

授業科目名		家庭経営学
単位数		2
授業計画	1	学習指導要領の理解と解釈
	2	家庭経営の主体と方法
	3	生涯を通した視点でみた各ライフステージの生活課題
	4	生活の枠組みと生活資源
	5	生活時間(1) 生活時間のマネジメントをライフコースの視点で考える
	6	生活時間(2) 生活時間のマネジメントをジェンダーの視点で考える
	7	生活の社会化と家庭経営の課題
	8	働くこと(1)ワーク・ライフ・バランス
	9	働くこと(2) 雇用環境の変化と生活経営の課題
	10	ライフコースの変化と家庭経営の課
	11	高齢社会の現状と福祉
	12	生活の保障
	13	共生社会における生活経営
	14	生涯を見通した生活設計
	15	教材および教育方法の工夫

授業科目名		家族関係学
単位数		2
授業計画	1	学習指導要領の理解と解釈
	2	家族の多様性、家族の普遍性：
	3	人の一生と青年期の課題
	4	人の一生と家族・家庭
	5	家族・家庭と社会
	6	家庭の機能
	7	家族関係1：夫婦関係
	8	家族関係2：子どもと親
	9	家族関係3：老親と子ども
	10	高齢者の生活と家族
	11	家族・家庭と法律：
	12	家庭生活と福祉：ライフステージにそった生活の福祉
	13	人生90年時代の家族関係
	14	家族・家庭生活の多様性の理解と家庭科
	15	教材および教育方法の工夫

授業科目名		家庭経済学
単位数		2
授業計画	1	学習指導要領の理解と解釈
	2	家庭経済と消費者：
	3	生活における経済の計画
	4	家計と経済
	5	家計管理の基本
	6	ライフイベントと家庭経済
	7	キャッシュレス社会と課題
	8	消費行動と意思決定
	9	生活情報の収集・選択・活用
	10	消費者の権利と責任
	11	消費者問題の現状と課題
	12	生涯を見通した生活設計
	13	持続可能な消費
	14	ライフスタイルの確立を
	15	教材および教育方法の工夫

2. 被服学（被服実習を含む）

授業科目名		被服学概論
単位数		2
授業計画	1	学習指導要領の理解と解釈
	2	被服着用の目的と機能
	3	被服の着装
	4	被服素材（繊維、糸、布）
	5	着心地と環境
	6	被服構成（被服のパーツ、パターン、縫製、和服と洋服）
	7	被服構成（身体サイズ、衣料サイズ、ゆとりやデザインおよび材料特性と動作適応）
	8	被服管理（洗剤の働き、汚れが落ちる仕組み）
	9	被服管理（洗濯方式、洗濯方法、表示、環境との関わり）
	10	被服計画（購入・活用・手入れ・保管・再利用・廃棄）
	11	循環型社会（生産、流通、消費、環境）
	12	ライフステージと衣生活
	13	安全・健康・豊かな衣生活（防災や災害を含む）
	14	衣生活文化の伝承と創造
	15	教材および教育方法の工夫

授業科目名		被服学実験
単位数		1
授業計画	1	被服材料① 繊維
	2	被服材料② 糸
	3	被服材料③ 織物と編物
	4	被服材料④ 素材特性と着心地、快適性
	5	被服材料⑤ 被服素材と安全性
	6	被服管理① 洗剤の働き
	7	被服管理① 環境への負荷を抑えた洗濯
	8	被服管理③ 洗濯機の特徴
	9	被服管理④ 表示と適切な洗濯方法
	10	被服管理⑤ 取り扱い方法（仕上剤、アイロンの温度、保管方法）
	11	被服の色① 染色（材料と染料との関係）、環境との関わり
	12	被服の色② ろうけつ染め、藍染め
	13	被服の色③ 色の効果、安全性
	14	日本の伝統的な染織
	15	教材および教育方法の工夫

授業科目名		被服製作実習 I
単位数		1
授業計画	1	縫製用具の安全な取扱い方、布の扱い方
	2	手縫いの基礎（並縫い、返し縫、まつり縫いなど）
	3	ミシンの構造とミシン縫いの基礎（直線縫い）
	4	ミシン縫いの基礎（ロックミシン、ボタンホールなど）
	5	留め具等の扱い方（ボタン・ホックを付ける）
	6	留め具等の扱い方（ファスナーを付ける）
	7	被服実習計画、布地の選び方、用尺（例 スカートの製作）
	8	身体寸法の計測と製図、用布の地直し
	9	裁断、印つけ
	10	仮縫い
	11	試着・補正
	12	本縫い
	13	本縫い
	14	本縫い・仕上げ
	15	製作した作品の説明と着装、教材および教育方法の工夫

授業科目名		被服製作実習 II
単位数		1
授業計画	1	被服実習計画、布地と用尺（例 パジャマの製作）
	2	製作（下衣） 身体寸法の計測と製図、用布の地直し
	3	製作（下衣） 裁断、印つけ
	4	製作（下衣） 仮縫い・試着・補正
	5	製作（下衣） 本縫い
	6	製作（下衣） 本縫い
	7	製作（下衣） 本縫い・仕上げ
	8	製作（上衣） 身体寸法の計測と製図
	9	製作（上衣） 裁断、印つけ
	10	製作（上衣） 仮縫い・試着・補正
	11	製作（上衣） 本縫い
	12	製作（上衣） 本縫い
	13	製作（上衣） 本縫い
	14	製作（上衣） 本縫い・仕上げ
	15	製作した作品の説明と着装、教材および教育方法の工夫

3. 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む）

授業科目名	食物学概論(栄養学、食品学を含む)	
単位数	2	
授業計画	1	学習指導要領の理解と解釈
	2	三大栄養素の機能と役割
	3	ビタミン、無機質の機能と役割
	4	植物性食品の分類と役割
	5	動物性食品の分類と役割
	6	食品の機能
	7	穀類、イモ類の調理と加工
	8	豆類、きのこ類の調理と加工
	9	野菜類、果物類の調理と加工
	10	卵、乳製品の調理と加工
	11	加熱調理とエネルギー
	12	食品の購入とゴミの廃棄
	13	食品衛生
	14	食品の保存と加工
	15	教材および教育方法の工夫

授業科目名	食生活概論	
単位数	2	
授業計画	1	食生活と健康
	2	食生活の歴史
	3	おいしさと食嗜好
	4	食事摂取基準
	5	食事計画
	6	食と環境
	7	食生活の変化と食料自給率
	8	食品の安全と食品表示
	9	ライフステージと栄養
	10	ライフステージの食生活
	11	ライフステージの献立作成
	12	行事食と食文化
	13	地域の特色と食文化
	14	ライフスタイルと食生活
	15	教材および教育方法の工夫

授業科目名	調理実習	
単位数	1	
授業計画	1	和洋中の食事様式
	2	和洋中の献立作成
	3	日本料理の基本的な調理操作
	4	日本料理
	5	西洋料理の基本的調理操作
	6	西洋料理
	7	中国料理の基本的操作
	8	中国料理
	9	正月料理
	10	クリスマス料理
	11	幼児食・介護食
	12	米・米粉の調理(すし類・米粉菓子類)
	13	小麦粉の性質と調理(手打ち麺・パン)
	14	卵や肉と調理(卵料理・肉料理)
	15	教材および教育方法の工夫

4. 住居学（製図を含む）

授業科目名		住生活概論
単位数		2
授業計画	1	学習指導要領の理解と解釈
	2	現代における住生活と住居の機能
	3	住宅の計画：生活行為を行う住空間の要件
	4	住宅の計画：住空間と家族やライフスタイルの変化
	5	ライフステージの変化と配慮すべき住生活要件
	6	住宅内での事故等、高齢者に配慮すべき住生活の要件、バリアフリー
	7	住宅の設計・製図の基礎、見取り図の読み方
	8	住宅の設計・製図、見取り図の書き方
	9	気候風土と住宅・住まい方の地域性
	10	室内の温熱環境と健康
	11	温暖化による居住環境の変化と人の健康影響
	12	室内の空気環境と人の健康・快適性
	13	室内の光環境(照明、日照、日影など)と人への健康影響
	14	音環境の基礎と生活騒音
	15	教材および教育方法の工夫

授業科目名		住環境概論
単位数		2
授業計画	1	日本の住宅事情と社会状況から住生活の現況
	2	住宅政策と住生活基本法、住居と人権
	3	住生活に関わる費用と経済との関わり
	4	都市と地域の生活、住生活
	5	地域の住環境、まちづくりとインフラ整備
	6	地域施設と周辺環境
	7	安心安全な住まい・地域のネットワークづくり
	8	豊かな住生活の工夫(植栽や園芸など)
	9	住宅地の様相と地理・地形図
	10	減災のための住宅の構造・工法
	11	住宅の維持管理、改修、修繕計画
	12	住宅の一生に関わるエネルギー使用量と費用
	13	地球環境に配慮した住まい方
	14	住生活と家電製品
	15	教材および教育方法の工夫

授業科目名		住居学実習
単位数		1
授業計画	1	製図(製図の基本)
	2	製図(平面図の書き方1)
	3	製図(平面図の書き方2)
	4	製図(平面図の書き方3)
	5	人間工学実習(人体の寸法と骨格)
	6	人間工学実習(人の動きと平面計画)
	7	人間工学実習(動作、時間と疲労)
	8	建築環境工学実習(音の測定と遮音)
	9	建築環境工学実習(温熱環境の測定と評価)
	10	建築環境工学実習(空気の測定と評価)
	11	建築環境工学実習(日照、採光等の光の測定と評価)
	12	住居の安全工学(防災・減災、防犯)
	13	住居管理に関わる実習
	14	生活機器実習
	15	教材および教育方法の工夫

5. 保育学（実習及び家庭看護を含む）

授業科目名	保育学概論(家庭看護を含む)	
単位数	2	
授業計画	1	学習指導要領の理解と解釈
	2	子どもを取り巻くマクロな社会的状況
	3	子どもを取り巻くマイクロな社会的状況
	4	発達理論
	5	乳幼児の発達順序
	6	乳幼児の発達の個人差
	7	乳幼児の能動性
	8	愛着関係
	9	子どもの遊びの意義
	10	子どもの遊びと発達
	11	生活習慣と発達
	12	家庭看護
	13	子どもと安全
	14	子どもの権利と福祉
	15	教材および教育方法の工夫

授業科目名	乳幼児と生活	
単位数	2	
授業計画	1	ライフステージとしての子育て
	2	家庭保育と集団保育
	3	周囲の大人の役割
	4	育児不安と育児ストレス
	5	子育て支援施設の役割
	6	子育て支援施設見学
	7	支援施設スタッフによる講義
	8	家族関係の中での子どもの育ち
	9	集団保育の中での子ども育ち
	10	家族関係の中での子どもの育ち
	11	消費生活と子ども
	12	文化の中での子どもの育ち
	13	児童文化財と子ども
	14	環境と子ども
	15	教材および教育方法の工夫

授業科目名	保育学演習(実習含む)	
単位数	2(集中講義とし、保育園には二日間行く)	
授業計画	1	ライフステージとしての中学生、高校生
	2	乳幼児と中高生の関わり
	3	保育施設の特徴
	4	ふれあい体験の指導例
	5	保育実習の準備
	6	保育実習(低年齢児):低年齢児の発達のな特徴
	7	保育実習(低年齢児):低年齢児の保育環境の特徴
	8	保育実習(低年齢児):低年齢児の保育者の関わり
	9	保育実習(年長児):年長児の発達のな特徴
	10	保育実習(年長児):年長児の保育環境の特徴
	11	保育実習(年長児):年長児の保育者の関わり
	12	小学生低学年の見学
	13	保育実習の振り返り
	14	ふれあい体験後と学び
	15	教材および教育方法の工夫

提言等の提出チェックシート

このチェックシートは、日本学術会議において意思の表出（提言・報告・回答、以下「提言等」という）の査読を円滑に行い、提言等（案）の作成者、査読者、事務局等の労力を最終的に軽減するためのものです。

提言等（案）の作成者は提出の際に以下の項目をチェックし、提言等（案）に添えて査読時に提出してください。

	項目	チェック
1. 表題	表題と内容は一致している。	✓. はい 2. いいえ
2. 論理展開 1	どのような現状があり、何が問題であるかが十分に記述されている。	✓. はい 2. いいえ
3. 論理展開 2	特に提言については、政策等への実現に向けて、具体的な行政等の担当部局を想定していますか（例：文部科学省研究振興局等）。	✓. 部局名：文部科学省初等中等教育局 2. 特に無い
4. 読みやすさ 1	本文は 20 ページ（A4、フォント 12P、40 字×38 行）以内である。※図表を含む	✓. はい 2. いいえ
5. 読みやすさ 2	専門家でなくとも、十分理解できる内容であり、文章としてよく練られている。	✓. はい 2. いいえ
6. 要旨	要旨は、要旨のみでも独立した文章として読めるものであり 2 ページ（A4、フォント 12P、40 字×38 行）以内である。	✓. はい 2. いいえ
7. エビデンス	記述・主張を裏付けるデータ、出典、参考文献をすべて掲載した。	✓. はい 2. いいえ
8. 適切な引用	いわゆる「コピペ」（出典を示さないで引用を行うこと）や、内容をゆがめた引用等を行わず、適切な引用を行った。	✓. はい 2. いいえ
9. 既出の提言等との関係	日本学術会議の既出の関連提言等を踏まえ、議論を展開している。	✓. はい 2. いいえ
10. 利益誘導	利益誘導と誤解されることのない内容である。	✓. はい 2. いいえ
11. 委員会等の趣旨整合	委員会・分科会の設置趣旨と整合している。	✓. はい 2. いいえ

※チェック欄で「いいえ」を記入した場合、その理由があればお書きください

記入者（委員会等名・氏名）：

健康・生活科学委員会 ・ 小川宣子

参考：日本学術会議会長メッセージ、「提言等の円滑な審議のために」（2014年5月30日）。

<http://www.scj.go.jp/ja/head/pdf/140530.pdf>